

未来へ残そう、 きれいな水を!

大淀川の水質は

平成22年の水質ランキングで九州の一級河川26河川中17位であり、決して良い状況ではありません。

今回は、下水道の役割と雨水の利用方法などを紹介しますので、限りある資源である水を未来へ残すためにできることは何かをもう一度考えてみましょう。

下水道に接続して 河川環境を改善しましょう

現在、都市には6つの下水道処理区があり、処理面積は2、179・2鈔、処理人口は6万9、655人となっていて、そのうち下水道に接続している割合は77・56%となっています。

今回、新しく下水道の供用が開始された区域をお知らせしますので、該当地区に住んでいる皆さんは、下水道への速やかな接続をお願いします。また、すでに下水道供用区域に住んでいて未接続の皆さんも、早めに接続してください。

平成24年3月31日までに 供用開始された区域

●都城処理区

一万城町、広原町、立野町、早水町の各一部

●高崎処理区

高崎町大牟田の一部

平成24年度供用開始予定区域

●都城処理区

一万城町、広原町、早水町、志比田町の各一部

●高崎処理区

高崎町大牟田の一部

下水道の役割

① 河川の汚れを防ぎます

家庭のトイレや台所、風呂場、洗面所などの生活排水や工場排水を、終末処理場できれいな水に処理するので、河川の汚れを防止します

② まちの環境を良くします

生活排水や工場排水が道路側溝に流されなくなるので、悪臭がなくなり、ハエや蚊の発生を抑えられ生活環境が改善されます

接続するときは指定工事店で

接続工事は、必ず市が指定した工事店に依頼してください。指定工事店は、後で不具合が生じないよう排水設備の構造など、細かな点まで市の指導を受けていて、その後の融資申請を含む全ての手続きを行います。

なお、指定工事店以外での工事は、違反になりますので注意してください。

◎問い合わせ

中央・都城処理区について

下水道課 ☎23-5921

各総合支所管内の処理区について

各総合支所建設課

新たな河川浄化対策に挑戦!

河川水質改善プロジェクト

◎問い合わせ

都城市河川水質改善プロジェクト協議会(環境政策課内) ☎23-2130

昨年5月、市民やNPO、企業、行政などで構成する「都城河川水質改善プロジェクト協議会」が設立されました。

この協議会では、家庭でできる河川浄化への取り組みの推進や、接触材に付着した微生物による生活排水の水質改善対策などに、県内で初めて取り組んでいます。

きれいな大淀川を取り戻すため、市民の皆さんも河川浄化への対策にご協力ください。

接触材を使った水質改善対策

自然の川では、瀬やふち、植生などで自然の浄化作用が働きますが、コンクリート3面張りの水路では浄化作用が働きにくくなります。そこで、水路の河床に合成繊維を加工したひも状の接触材を設置し、付着した微生物の生物膜で排水の汚れを分解させる新たな浄化対策に取り組んでいます。

平成23年度は、河川の汚れが著しい志比田排水路に3カ所、上長飯町の小鷹雨水幹線に2カ所、計5カ所に総延長50mの接触材を設置しました。



志比田排水路の接触材

今後は、接触材を設置した水路などの水質調査を行い、事業の評価や改善を行っていきます。

地下水を守るために できること

市では、私たちの貴重な財産である地下水を将来にわたり守っていくため、雨水貯留槽や雨水浸透升などを設置する人に対して、設置費用の一部を補助しています。

雨水貯留施設への補助

補助対象となる雨水貯留施設は、容量100ℓ以上の雨水を貯留できる施設で、流入前のごみ取り装置やオーバーフロー配管、水栓を備えているものをいいます。

●補助対象者・地域 市内に居住している人(個人のみ)、市内全域

●補助金額 費用の3分の1(上限3万円)で、1戸につき1基
※補助を受けた人は、設置工事の前に問い合わせください

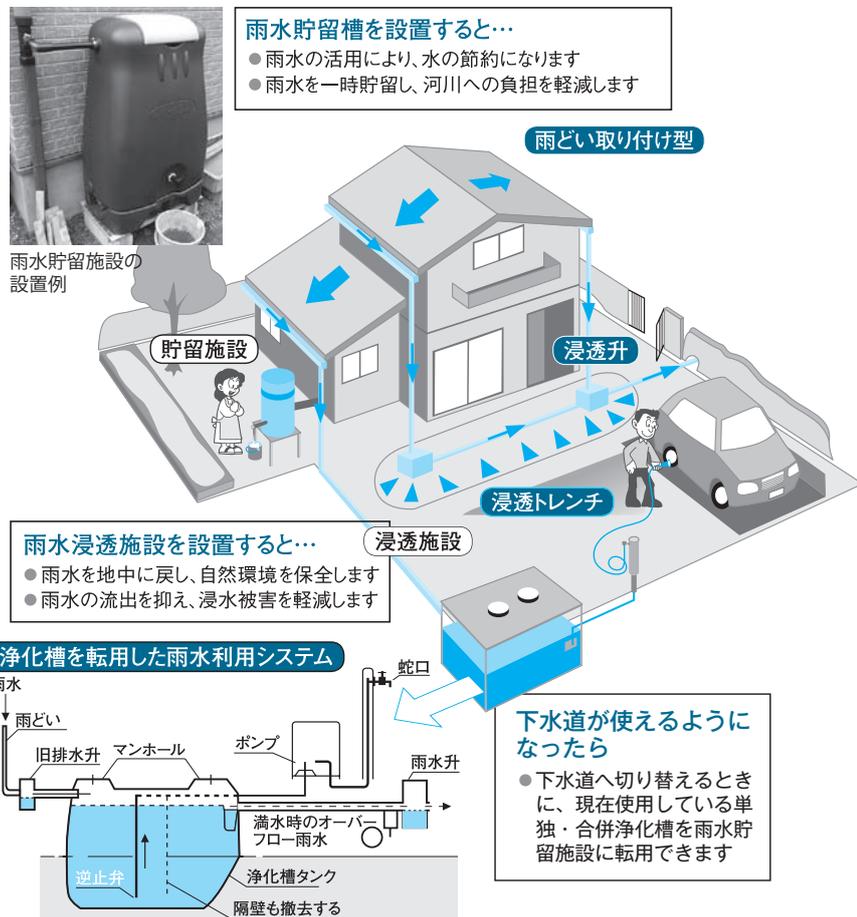
井戸水を利用している皆さんへ

市では井戸の硝酸態窒素濃度の水質検査を年2回行っています。基準値を超える井戸は徐々に減ってきていますが、現在でも基準値を超えている井戸があります。希望する人は森林保全課へ申し込みください。なお、検査を継続できる人に限ります。

※硝酸態窒素は、煮沸しても取り除くことはできません

◎問い合わせ

森林保全課
☎23-2152



第5期都城市高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定

みんなを支えあい 笑顔広がる安心都市

市では、平成24年度から26年度を計画期間とする
第5期都城市高齢者福祉計画および
介護保険事業計画を策定しました。
今回はその概要について紹介します。

◎問い合わせ 介護保険課 ☎23-21114



計画の概要

創設から12年が経過した介護保険制度。高齢者を支える制度として定着していますが、今後、いわゆる団塊の世代が65歳を迎えるなど、高齢化はなお一層進展していきます。

このような情勢の中、誰もが安心して暮らしながら、生きがいを感じ、生き生きとした生活が送れるようにするために、より一層の福祉サービスの充実や地域住民の相互の助け合いが必要になります。市では、第5期都城市高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定し、次の4つの目標に基づいて高齢者などを支えていきます。

①個人の尊厳の保持

成年後見制度の普及・啓発や高齢者虐待防止に向けたネットワークづくり、認知症の人やその家族を支える地域支援の体制づくりなど、高齢者などの人権を守る体制づくりに努めます

②介護予防の推進

全ての高齢者などが生涯健康で自立した生活を送れるよう、介護が必要な状態にならないための介護予防施策を推進します

③介護サービスの充実強化

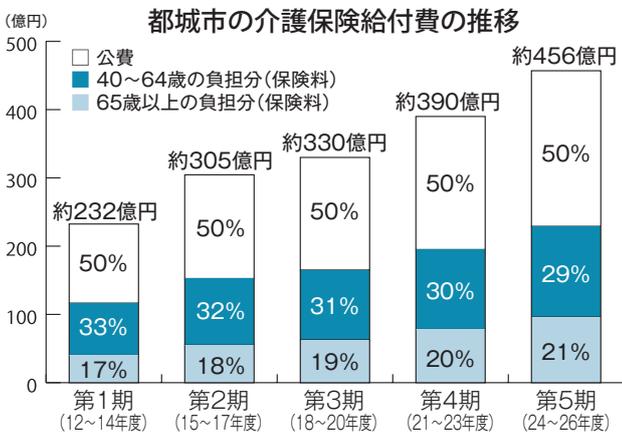
介護を必要とする状態になっても、高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活できるように、介護サービスの充実と体制の強化を図っていきます

④多様な生活支援

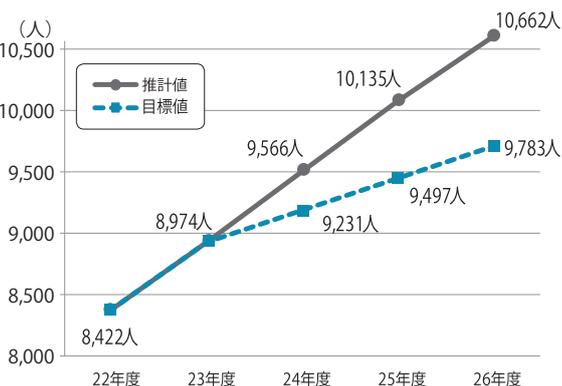
介護者交流や住宅改造など在宅福祉サービスの充実に努めます

介護保険の現状

本市では、介護保険制度が始まって以来、要介護者数の増加とともに介護サービスに要する費用の総額も増加傾向にあり、第5期では、全期より66億円多い456億円を見込んでいます。現在は、要介護認定者のうち半数近くが軽度の要介護認定者（要支援1・2および要介護1）ですが、今後は少しずつ重度の要介護認定者数が増えていくことが予想されます。介護サービスの総額が増える



予防活動による要支援・要介護認定者数の目標値



と、保険料負担が増えるだけでなく、介護保険の運営にも影響を及ぼします。安定した介護保険の運営のためには、介護が必要な人を増やさず、必要になっても重度化させないことが大切です。そのため、今回の計画では、こうした要介護者の数を減らす対策を推進していくために、地域包括支援センターに新たな担当者を配置し、訪問や教室などの介護予防活動に積極的に取り組んでいきます。平成26年度までに要支援・要介護認定者数を推計よりも約880人少ない9,783人を目標とし、介護予防と介護支援体制のさらなる充実を目指します。

4月から、介護保険料を改定しました

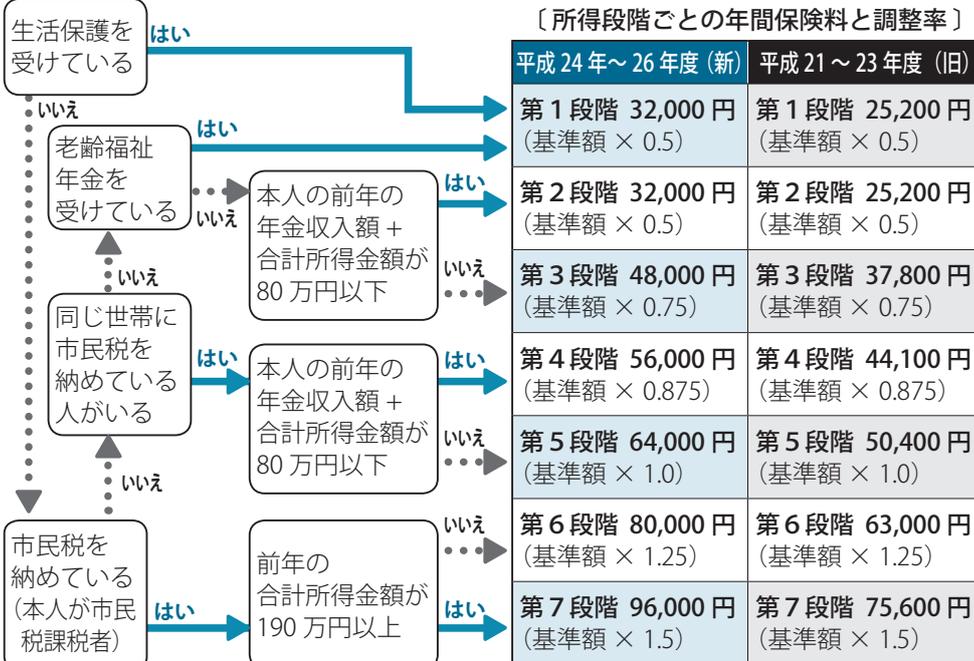
65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直します。介護保険料は、今後3年間の介護保険の総費用から算出された「基準額」を基に、原則としてその人の世帯の

所得に応じて決められます。介護保険を支える大切な財源である介護保険料。健全な運営のために、保険料は納期限内に納めてください。

$$\text{市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{市内の65歳以上の人の負担分(21\%)} \div \text{市内の65歳以上の人の人数} = \text{基準額(年額) 64,000円}$$

あなたの介護保険料は?

スタート



※「前年の所得」には、不動産の売却などの一時的な所得も含まれます

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉や子育てなどの問題解決への手助けをしている身近な相談役です。今回は、皆さんの周りで活動している民生委員・児童委員の活動内容をご紹介します。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神で、常に市民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされています。

なお、児童福祉法の定めで、民生委員は、同時に児童委員を担うため、両方の立場を示す「民生委員・児童委員」として厚生労働大臣から委嘱されます。

主な活動内容は

民生委員・児童委員は、主に高齢者の日常的な支援や介護・福祉に関する相談、子育てや地域生活に関する相談・支援、見守り活動のほか、行政機関が行う調査や実態把握などに協力しています。

主任児童委員とは

主任児童委員は、児童の福祉に関する行政機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助や協力を行っています。

民生委員・児童委員の任期と定数

民生委員・児童委員などの任期は3年間で、定数は民生委員・児童委員が318人、主任児童委員が30人ですが、現在、民生委員・児童委員が10人の欠員状態となっています。

不在の地域では、気軽に相談できる人がいないなど、不便を感じる場合があります。早急に欠員地区の解消するため、適任者に関する情報がありましたら、連絡ください。